

誓約書

私は、今般、日出町浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けるにあたり、補助対象となった浄化槽について、下記の事項を実施することを誓約します。また、誓約の内容を守らなかったため、日出町補助金交付規則第13条第1項の規定により補助金の交付の取消しが決定された場合は、速やかに従うことを承諾します。

記

- 1 設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続し、使用を開始します。
- 2 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査を受けます。
- 3 浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃を実施し、適正な維持管理を行います。
- 4 浄化槽に係る紛争又は苦情があった場合は、当事者間で責任をもって解決します。

日出町長 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

日出町補助金等交付規則（抄）

（決定の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- （2） 補助金等を補助事業等以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は町長の命令若しくは指示に従わなかったとき。
- （4） 第2条の2各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき、又は該当することとなったとき。